大規模小売店舗の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに鹿児島県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見とともに、「(1)氏名及び住所（団体にあっては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）(2)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載すること。

令和８年10月29日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　届出年月日

令和８年10月26日

２　大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセ吉野店

鹿児島市吉野二丁目31番７号　外７筆

３　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社　大和　代表取締役　藤井忠和

薩摩川内市神田町10番12号

４　縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部商工政策課

５　縦覧期間

令和８年10月29日　　から　　令和９年３月１日

６　届出の概要

別紙届出書のとおり